

仕 様 書

1 業務名及び所在地

- (1) 業務名
西野まちづくりセンター及び昭和会館機械警備業務
- (2) 所在地
札幌市西区西野6条3丁目

2 履行期間

令和3年10月1日から令和8年10月1日午前8時45分まで

3 業務内容

- (1) 西野まちづくりセンター及び昭和会館庁舎（以下「まちづくりセンター等庁舎」という。）の一般電話回線システムによる機械警備
- (2) 火災、盗難等の事故発見及び初期処理並びに連絡
- (3) その他、警備の遂行にあたって必要な事項で、委託者と受託者の協議により決定し、文書確認された事項

4 警備時間

午後5時15分から翌日午前8時45分までの間とする。

なお、土曜日、日曜日及び祝日、年末年始（12月29日～1月3日）については、午前8時45分から翌日午前8時45分までとする。

ただし、土曜日等にまちづくりセンター等庁舎を使用する場合は、この使用する時間を除くものとする。

5 警備機器の設置

- (1) 受託者は、委託者の指定する日から履行開始までの間に、受託者の責任において、契約対象施設内に、当該施設内における異常の有無を確認し得るに必要な機器を必要数用意のうえ、正常に動作できるよう設置すること。また、設置図面を委託者に提出すること。
- (2) 受託者は、自動警報機器と基地局の受信装置との間の電話回線に、断線時に対応できる機能を付加すること。
- (3) 設置された機器の所有権は受託者に帰属するものとする。

(4) 受託者は、警備機器設置に要する一切の費用を負担すること。

6 警備業務の対処

- (1) 警備時間中は、受託者は管制担当者を定め、受託者の本部に設置される機器表示盤によりまちづくりセンター等庁舎の異常の有無を間断なく監視し、安全を確立するものとする。
- (2) 受託者は、警備時間中前記(1)による方法でまちづくりセンター等庁舎に異常事態が発生したことを知ったときは、遅滞なく緊急要員をまちづくりセンター等庁舎に急行せしめ、異常事態の確認を行い、必要な処置をとるものとする。また、速やかに西野まちづくりセンターに文書をもって報告するものとし、必要に応じ指示を受けること。

7 設置機器の保守管理等

- (1) 受託者は、警備時間中、現在設置されている自動警報機器が正常に作動しているかを常に確認するとともに、毎月1回以上の定期保守点検を行い、その結果を委託者へ報告すること。
また、万一、警報機器の故障により作動に異常を生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講ずるものとする。
- (2) 設置した警報機器等の工事配線については、契約期間中、本契約業務遂行に支障が生じた場合は、受託者の負担により補修するものとする。

8 機器のき損・紛失

前記7にかかわらず、委託者は契約期間中、委託者の責に帰すべき事由により受託者の設置した機器・部品をき損・紛失せしめた場合はその実費を受託者に支払うものとする。

9 契約の終了・中途解約の機器の撤去

契約終了後、または中途解約時において、委託者の物件に設置された機器・部品撤去に伴う費用は、受託者の負担とする。

10 原状回復の義務

受託者は、機器の設置・修繕または撤去等にかかわる工事に伴い委託者の物件に損害を与えた場合は、原状に復さなければならない。

11 鍵の保管

本契約の目的のため、委託者が受託者に貸与した鍵は、受託者の責任において保管するものとする。なお、鍵の複製は禁止とし、紛失防止等の管理体制を徹底すること。

12 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステム及び環境関係法令に準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。
- (3) 「札幌市グリーン購入ガイドライン」に基づき、環境負荷の低減を考慮した材料等を選定し、グリーン購入の推進に努めること。
- (4) 再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全に努めること。

13 その他

- (1) 機器の設置工事に時間を要する場合など、機械警備を実施できない期間が生じる場合は、委託者と協議のうえ、受託者の責任において機械警備に代わる警備体制をとること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、相互に協議調整し、改善を図るものとする。